

群馬県社会福祉事業団地域貢献推進ビジョン

社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が責務化され、社会福祉法人には、積極的かつ可視的に地域社会に貢献していくことが求められている。

時代の要請に應えるため、群馬県社会福祉事業団として、次のとおり地域貢献事業を推進する。

I 基本方針

群馬県社会福祉事業団は、もともと県立の福祉施設の運営を行う目的で設置された公益性の高い法人であり、形態上は県の関与がなくなった現在においても、設置の根拠やこれまでの経緯に鑑み、他の社会福祉法人に倍してより高い公益性が求められるものであり、積極的に地域貢献事業を進めるものとする。

また、群馬県社会福祉事業団は、幅広い高齢者福祉及び障害者福祉を担っており、地域共生社会の構築に向けて、個々の事業の枠にとらわれず、幅広い観点からの取組を推進する。

II 取組内容

1 各施設における取組

それぞれの施設が有する様々なノウハウを活用し、地域におけるニーズを踏まえた取組を行う。また、地域における各団体等と連携し、地域におけるニーズの把握に努めるものとする。

なお、事業団は高齢者及び障害者に対する幅広い事業を実施しているところであり、地域におけるニーズに法人内の他の施設のノウハウを活用できる場合は、他の施設からの支援を行う。

また、災害時における地域住民の支援の拠点となるよう、行政をはじめ関係機関と連携しながら取組を進める。

以上の観点から、次の取組を各施設ごとに複数項目実施する。

○地域の要支援者に対する相談支援

- ・施設退所者に対する継続的な支援
- ・相談窓口の設置

○地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

- ・地域の高齢者、障害者に対する昼食の提供（公用車によるピックアップ）

○地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

- ・障害者等を対象としたスポーツ器具等の貸出

○既存事業の利用料の減額・免除

- ・低所得者の介護サービスの利用者負担減免

○地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動

- ・地域の高齢者に対する居場所、交流の場の提供

○地域住民に対する福祉教育

- ・在宅高齢者に対する介護予防指導
- ・介護実習体験
- ・認知症サポーターの養成
- ・障害者に対する理解の促進（手話・障害者スポーツ講習、フェスティバル開

催、障害者との交流の場の提供)

- ・子どもを対象とした障害者、高齢者に対する理解を促進するための教室の開催
- 地域の関係者とのネットワークづくり
 - ・地域住民を対象としたフェスティバル等の開催
 - ・地域住民との協働によるワークショップイベントの開催
- 地域の防災拠点づくり
 - ・防災備蓄品の確保と災害時における提供
 - ・福祉避難所の設置
- その他
 - ・施設内行事での地域招待・交流
 - ・地域交流スペースの開放

2 法人全体としての取組

各施設における地域の実情を踏まえた取組に加え、法人全体として核となる総合的な取組を行う。

- 「親なきあと相談室」（設置を検討）
 - ・障害者の親なきあとに関する、漠然とした悩みを含めた相談（福祉サービスの利用に限らず、相続や金銭管理などの法的な課題等含む）にワンストップで応じる「親なきあと相談室」（仮称）の設置について検討を行う。

3 他の社会福祉法人との連携による取組

群馬県内の社会福祉法人が連携して取り組む群馬県社会福祉協議会が実施する事業に積極的に取り組む。

- 群馬県ふくし総合相談事業への積極的な対応
 - ・「なんでも福祉相談員」の設置
- 群馬県災害福祉ネットワークへの積極的な対応
 - ・施設間相互応援への積極的な対応
 - ・災害派遣福祉チーム（DWA T）への職員の登録

Ⅲ 推進方法

1 地域貢献推進部会の設置

積極的な地域貢献の推進を図るため、法人内に「地域貢献推進部会」を設置し、推進方針の検討、施設間の調整、進行管理等を行う。

2 アクションプランの作成

地域貢献の計画的かつ着実な推進を諮るため、毎年度「地域貢献アクションプラン」を作成する。

3 ホームページへの掲載

地域貢献への取組を可視化し、県民の理解を得るため、取組状況をホームページに掲載する